

軽自動車・バイク等の廃車、名義変更はお済みですか？

車の種類	必要なもの	手続き場所				
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 農耕作業車	<table border="1"> <tr> <td>廃車</td> <td>・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑</td> </tr> <tr> <td>名義変更</td> <td>・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑</td> </tr> </table>	廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑	名義変更	・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑	茨城町総務企画部 税務課 (茨城町小堤1080) ☎029-240-7114 ※小型特殊自動車・農耕作業車のうち水戸ナンバーについては茨城運輸支局での手続きとなります。
廃車	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑					
名義変更	・標識交付証明書 ・譲渡証明書 ・印鑑					
軽自動車 (660ccまでの三・四輪車)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 茨城事務所 (茨城町若宮887-59) ☎050-3816-3105				
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車・名義変更の手続きについては、事前に右記へお問い合わせください。	関東運輸局 茨城運輸支局 (水戸市住吉町353) ☎050-5540-2017				

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に、その年度分の税金が課せられます。そのため、4月2日以降に廃車したものの年度分の軽自動車税を納めたい場合、その年度分は4月2日以前に廃車したものと見なされ、税金は前の所有者に課税されます。同様に、4月2日以降に名義変更をしても、税金は前の所有者にかかります。

「他人に譲った」「以前から放置してある」「盗難にあった」などの事情があっても、廃車や名義変更などの手続きをしないといつまでも課税されます。左記の場所で速やかに手続きを行ってください。

軽自動車税の減免制度

減免を受けることができる障害の程度

- …障害のある本人、生計を一にする方もしくは常時介護する方が運転する場合に対象
- …障害のある本人が運転する場合に限り対象

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害	●	●	●	●		
	聴覚障害		●	●			
	平衡機能障害			●			
	音声機能障害 ※こう頭摘出の場合に限る (音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害)			●			
	上肢障害	●	●				
	下肢障害	●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害	●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	●	●				
		上肢機能	●	●			
		移動機能	●	●	●	●	●
	心臓・じん臓・呼吸機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	●		●				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●				
肝臓機能障害	●	●	●				
療育手帳	最重度④又は重度A						
精神障害者保健福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方						

障害のある方のために使用する場合の減免

心身に障害のある方が使用する軽自動車、もしくはこれらの方と生計を一にする方が障害のある方のために使用する軽自動車については、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税を減免する制度があります。

なお、減免できる自動車は1台です。普通車(県税)で減免を受ける場合は、軽自動車は該当になりませんのでご注意ください。

※自動車税の減免については、水戸県税事務所へお問い合わせください。
☎029(221)6768

● 受付期間

軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限日まで。申請は毎年必要です。また、受付期間を過ぎた場合は減免を受けられませんのでご注意ください。

● 必要書類

減免を受けようとする方は、次の書類を添えて税務課に申請してください。

- ① 軽自動車税減免申請書(税務課窓口にあります)
- ② ※平成28年1月より個人番号(法人番号)の記載が必要になりました。
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(平成28年3月31日までに交付されたもの)
- ④ 運転する方の運転免許証(コピー可)
- ⑤ 車検証(コピー可)
- ⑥ 軽自動車納税通知書

※障害の程度、使用目的により添付する書類があります。詳細はお問い合わせください。

小型特殊自動車(農耕トラクター、コンバイン等)のナンバー登録はお済みですか？

小型特殊自動車に該当する農耕トラクター、コンバイン、田植え機、フォークリフトなどには軽自動車税が課税されます。これらの車両を所有している方は、役場税務課にてナンバープレートの交付を受けてください。

※道路を走行しない車両でも、所有していることに基づき課税されます。詳細はお問い合わせください。

一斉催告実施中！

町では、様々な行政サービス提供に要する自主財源の確保と税負担の公平性を維持するために、納税催告を実施しています。特に、今月は平成27年度に未納がある方を対象に一斉に催告を行い、徴収の強化に取り組んでおります。

滞納が解消されない場合は、法に基づき財産調査の上、差押・公売等の滞納処分を行いますので納税がお済みでない方は、早急に納付してください。

一斉催告書発送日 平成28年3月11日(金)
納付指定期日 平成28年3月25日(金)

◇ 納付方法

一斉催告書には、納付書が同封されておりますので、指定期日までに納付書裏面記載の金融機関・コンビニエンスストアで納付をお願いします。

なお、指定期日を過ぎても納付が確認できない場合は、滞納処分に向け調査を開始しますので、必ず期限内に納付してください。

◇ 期日内に納付ができない場合

やむを得ない理由(災害・病気・失業等)により納付ができない場合は、事前連絡のうえ、指定期日以内に納税相談に来庁してください。

なお、事前連絡がない場合、担当者不在等により相談が受けられない場合があります。また、電話での相談は、原則お受けできません。

◇ 開庁時間 平日午前8時30分～午後5時15分(毎週水曜日は午後7時まで)

【問合せ先】 収納対策課 ☎029-240-7104

個人番号カードの交付について

個人番号カードの交付は原則(※)、申請者本人となります。申請者本人が15歳未満や成年被後見人の方については、本人と法定代理人に来庁していただきます。

原則(※)について

本人が病気、身体の障害などやむを得ない理由により、来庁することが困難な場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。これ以外は必ず本人に来庁していただきます。

交付する際、本人確認をさせていただきますので、個人番号カードを受け取りに来庁される際は、次のものを必ずお持ちください。

1. 通知カード
2. 交付通知書のはがき(※委任される場合は必ず委任欄が記入押印されているもの)
3. 本人確認書類(本人のもの、委任される場合は本人かつ代理人)
4. 住民基本台帳カード(お持ちの方)
5. 法定代理人の資格が証明できる書類
6. 本人の来庁が困難であることを証する資料(診断書、本人の障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類等)

本人確認書類

Aに掲げるものから1点、Aをお持ちでない方はBに掲げるものから2点お持ちください。

法定代理人、代理人の方についても同様に代理人の方の本人確認書類をお持ちください。

A：住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等。

(※有効期間があるものについてはその有効期間内のものに限る。)

B：健康保険または介護保険の被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等。

【問合せ先】 町民課 ☎029-240-7111

【申込み・問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114